

磐田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年磐田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第13条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

様式第12号中「315,000」を「330,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の磐田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第13条及び様式第12号の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた磐田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年磐田市条例第43号）第9条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の磐田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第13条及び様式第12号の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第4項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第13条及び様式第12号の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。